

【意見集約版】

たばこ火災被害の低減対策に関する協議会 最終取りまとめ(案)

平成 24 年 3 月

たばこ火災被害の低減対策に関する協議会

第 1 はじめに

- 1 日本における住宅火災による死者数はかつてない高い水準で推移しており、とりわけ死者数に占める高齢者の率は増加傾向にある。住宅火災による死者数を発火源別に見ると、たばこが例年 1 位となっている。
- 2 本協議会は、たばこ火災被害の低減を目指し、諸外国の事例を参考にしつつ、たばこに係る出火原因の各要素（発火源、経過、着火物）に着目した総合的な強化方策を検討するため設けられた。
- 3 このような観点から、消防庁、消防機関の代表^{※1}、たばこ関係者の代表^{※2}等が参集して議論を進めてきたものであり、協議結果を取りまとめた。

※1 東京消防庁、大阪市消防局、千葉市消防局及び全国消防長会

※2 日本たばこ産業株式会社（JT）、フィリップ モリス ジャパン株式会社（PMJ）、ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン合同会社（BAT）、社団法人日本たばこ協会及び全国たばこ販売協同組合連合会

第 2 現状

- 1 「発火源」としてのたばこの安全対策の現状
 - (1) 米国・カナダ・オーストラリア・~~ニュージーランド~~（JT・BAT 案）・EU 等においては、火災予防上効果を有すると見られるが期待され、（BAT 案）低燃焼性低延焼性（JT・PMJ・BAT・財務省案、以下同じ。）たばこ^{※3}の法令による義務化が施行されている。
 - (2) 日本においては、過去、米国向けの低燃焼性低延焼性たばこの製造は行われていたが、製造量はごく僅少であり、国内向けに販売は行われていなかった。
 - (3) 低燃焼性低延焼性たばこの導入による火災抑制効果について、既に低燃焼性低延焼性たばこの義務化から数年が経過している米国やカナダにおいては、たばこ火災の死者数や件数の統計はあるものの、低燃焼性低延焼性たばこの火災抑制効果について複数を客観的に評価・確定するに足る、低延焼性たばこ導入以外（BAT 案）の要因（喫煙率の低下や着火物の防災化の進展等）を加味した詳細な統計分析結果までは得られていない状況である。

【意見集約版】

- (4) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（たばこ規制枠組条約）に基づき、現在、締約国会議の決定を受けた作業部会において、**低燃焼性低延焼性**たばこの規制を含めたガイドライン作成の検討が行われており、平成24年秋の第5回締約国会議において審議される予定である。

~~※3 当協議会では、Reduced Ignition Propensity (RIP)を「低延焼性」と邦訳して用いてきたが、たばこ枠組条約に基づくガイドライン検討案等を勘案すると、「低燃焼性」と邦訳することが適当であることから、今回、表記を「低燃焼性」とした。(JT・PMJ・BAT・財務省案)~~

2 たばこ火災に至る「経過」に着目した注意喚起活動等の現状

- (1) 消防機関においては、戸別訪問時の防火指導や全国火災予防運動、防災訓練等の機会を捉えた広報等により、たばこ火災を起こさないための生活習慣（寝たばこの防止や吸い殻の処理等）について、住民に対する注意喚起を継続的に行っている。
- (2) たばこ関係者においては、ポスター等の広告を用いて、公共空間における喫煙マナー向上の一環として、主として喫煙者に対して啓発活動（ポイ捨ての禁止や喫煙場所の確認等）に取り組んでいる。

3 たばこの「着火物」となりうる寝具類・衣類等に係る防災対策の現状

- (1) 消防機関においては、上記2の注意喚起の取組みとあわせて、たばこによる着火を抑制し、火災の発生・延焼拡大及び着衣着火等による死者の発生防止に有効となる防災品（一定の防災性能を有する寝具類や衣類等）の普及促進に係る取組みを継続的に行っている。
- (2) 米国や英国等においては、製品安全法令にてマットレス等の寝具類や子供のパジャマ等の衣類などを対象とした防災規制が実施されている。
- (3) 日本においては、建築物等の火災予防上の観点から、消防法により劇場や百貨店などの特定用途防火対象物で使用するカーテン・じゅうたん等に関し、一定の防災性能を有する製品の使用を義務付けているが、一般家庭等における使用も含めた製品全般に係る規制体系はない。

第3 協議結果

1 「発火源」に着目した対策の導入の検討

- (1) 日本においても**低燃焼性低延焼性**たばこの導入の可否に係る具体的な議論に向け、まずは、予め関係者間で合意が得られた実験条件のもとで、**低燃焼性低延焼性**たばこの火災抑制効果の測定結果を得ることとし、具体的には、消防庁消防研究センターを中心に消防機関、たばこ関係者等の知見を結集して、**低燃焼性低延焼性**たばこの火災抑制効果の検証を行うこととした。
- (2) (JT案)

【意見集約版】

この検証に関する検討の結果、低確率事象であるたばこの火災については、実際の火災の状況を再現する形で統計的に有意な実験を実施することが困難であり、検証は困難という議論があり、検証方法の策定・評価に当たってはについても、さらに学識経験者、有識者等多方面から幅広い知見を集約し、客観的かつ公平な評価ができるよう引き続き議論視点で対応することが必要と考えられた。

(BAT 案)

この検証に関する検討の結果、低確率事象であるたばこの火災については、実際の火災の発生状況が反映された、を再現する形で統計的に有意な実験を実施することが困難であり、検証結果が得られるような方法の策定・評価に当たっては、さらに学識経験者、有識者等多方面から幅広い知見を集約し、科学的エビデンスに基づいた客観的かつ公平な視点で対応することが必要と考えられた。

(JT・PMJ 案)

~~近い将来、たばこ枠組条約に基づく低燃焼性たばこの規制に関するガイドラインが制定される状況を踏まえ、今後、消防庁において、関係者とも協議のうえ、上記の観点からの対応が可能な検討体制を構築して対応する必要がある。~~

(財務省案)

近い将来、たばこ規制枠組条約に基づく低燃焼性低延焼性たばこの規制に関するガイドラインが制定される状況可能性を踏まえ、今後、消防庁において、関係者とも協議のうえ、上記の観点からの対応が可能な検討体制を構築して対応する必要がある。

2 「経過」に着目した対策の強化

- (1) 消防機関、たばこ関係者各自による注意喚起活動等の取組みを引き続き進めることが必要である。また、たばこ関係者においては、喫煙マナー向上の一環としての啓発活動に留まらず、火災予防の観点からの注意喚起広報に踏み込む必要がある。
- (2) 消防機関とたばこ関係者との連携を図りつつ、注意喚起広報の強化を図ることとして、平成23年11月の秋季全国火災予防運動にあわせ、「たばこ火災防止キャンペーン」を全国一斉に実施したところであるが、今後も、たばこ火災の増加する季節にあわせ、両者で連携した活動を実施する必要がある。

3 「着火物」に着目した対策の強化

- (1) 米国や英国等の現状を踏まえれば、我が国においても防災規制の強化の要否の検討、並びに消防機関及びたばこ関係者において防災品の使用促進に向

【意見集約版】

けた広報強化に取り組むことが必要である。

- (2) 消防庁の設置する「住宅防火推進懇談会」等の場を活用して、寝具類や衣類等の防災品のさらなる使用促進に向けた方策について、防災規制のあり方も含め議論を行う。

第4 まとめ

以上の協議結果を踏まえ、本協議会に参集した消防庁、消防機関、たばこ関係者等に加え、学識経験者、有識者等多方面から幅広い知見を交え、「発火源」「経過」「着火物」に着目した対策について、『たばこ火災被害の低減対策に関する検討会（仮称）』において、引き続き検討を進めていくは、~~平成24年度以降も、たばこ火災防止のため相互に協力していく~~（JT案）ことを確認した。